

長崎市二輪車等駐車場（19 施設）及び 長崎駅西口自動車整理場の指定管理者募集要項

令和7年8月

長崎市土木部土木企画課

目次

1	指定管理者の募集	1
2	施設の設置目的及び概要	1
3	指定管理者が行う業務の範囲	3
4	指定の期間	4
5	管理に関する基本的事項	4
6	経費に関する事項	6
7	責任の分担	11
8	保険	13
9	公募に関する内容	13
10	応募に関する事項	15
11	申請書類	17
12	申請に際しての留意事項	20
13	審査及び選定の基準	21
14	指定管理者の指定の手続き	22
15	協定に関する事項	22
16	モニタリング	23
17	指定の取消し及び違約金	24
18	その他の事項	24
19	業務仕様書（業務詳細、平面図含む）	

1 指定管理者の募集

長崎市は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、長崎市二輪車等駐車場条例（平成 10 年条例第 7 号。以下「二輪車等条例」という。）第 4 条第 2 項及び附則（令和 3 年 9 月 30 日条例第 42 号）の第 2 条第 2 項並びに長崎駅西口自動車整理場条例（令和 2 年条例第 5 号。以下「西口整理場条例」という。）第 3 条第 2 項の規定により、長崎市二輪車等駐車場（以下「二輪車等駐車場」という。）（19 施設）及び長崎駅西口自動車整理場（以下「西口整理場」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

【根拠法令】

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

【根拠条例】

長崎市二輪車等駐車場条例

第 4 条 市長は、二輪車等駐車場の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。
2 市長は、前項の指定（長崎市築町二輪車等駐車場の管理に係る指定を除く。）に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

長崎駅西口自動車整理場条例

第 3 条 市長は、整理場の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。
2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

2 施設の設置目的及び概要

(1) 設置目的

ア 二輪車等駐車場（19 施設）

本施設は、二輪車等の放置を防止し、道路交通の円滑化を図り、良好な生活環境を確保することを目的とした施設です。

イ 西口整理場

本施設は、長崎駅をはじめとする周辺施設利用者の送迎等による道路上の路上駐停車など、無秩序な路上駐停車を抑制し、周辺道路の安全かつ円滑な交通を確保することを目的とした施設です。

(2) 施設の概要

ア 二輪車等駐車場（19 施設）

(ア) 名称 長崎市矢の平 1 丁目二輪車等駐車場ほか 18 施設

(イ) 所在地 長崎市矢の平 1 丁目ほか

イ 西口整理場

(ア) 名称 長崎駅西口自動車整理場

(イ) 所在地 長崎市尾上町

※その他の詳細は、別に定める「長崎市二輪車等駐車場（19 施設）及び長崎駅西口整理場指定管理者業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照にしてください。

ウ 利用台数及び利用料金収入実績

(ア) 二輪車等駐車場（19 施設）

a 無料施設

施設名称	利用台数			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①長崎市矢の平 1 丁目二輪車等駐車場	2,308 台	2,148 台	2,121 台	2,323 台
②長崎市西山 2 丁目二輪車等駐車場	3,251 台	3,300 台	3,453 台	2,725 台
③長崎市若葉町二輪車等駐車場	10,981 台	11,557 台	9,983 台	9,090 台
④長崎市大橋町二輪車等駐車場	10,375 台	9,655 台	9,334 台	7,811 台
⑤長崎市東山町二輪車等駐車場	609 台	822 台	1,010 台	969 台
⑥長崎市東山町第 2 二輪車等駐車場	652 台	635 台	631 台	422 台
⑦長崎市立山地区二輪車等駐車場	2,919 台	2,687 台	2,636 台	2,588 台
計	31,095 台	30,804 台	29,168 台	25,928 台

※無料施設は、巡回時（2 日に 1 回）の利用台数

b 有料施設

<利用台数>

施設名称	利用台数			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
⑧長崎市古川町二輪車等駐車場	13,982 台	14,177 台	12,777 台	12,962 台
⑨長崎市万才町二輪車等駐車場	15,238 台	16,939 台	17,875 台	19,754 台
⑩長崎市元船町二輪車等駐車場	17,625 台	19,240 台	20,304 台	19,817 台
⑪長崎市尾上町二輪車等駐車場	19,103 台	21,220 台	21,981 台	21,818 台
⑫長崎市恵美須町二輪車等駐車場	9,703 台	9,627 台	9,867 台	9,586 台
⑬長崎市新地町二輪車等駐車場	7,156 台	7,768 台	6,334 台	7,652 台
⑭長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場	5,820 台	5,804 台	6,332 台	5,923 台
⑮長崎市住吉町二輪車等駐車場	6,538 台	6,490 台	6,161 台	7,098 台
⑯長崎市興善町二輪車等駐車場	7,601 台	6,955 台	7,057 台	6,760 台
⑰長崎市新大工町二輪車等駐車場	10,257 台	9,163 台	9,591 台	9,195 台
⑱長崎駅二輪車等駐車場	24,054 台	34,470 台	34,375 台	35,516 台
⑲長崎市浦上駅二輪車等駐車場	2,788 台	12,081 台	9,012 台	10,823 台
計	139,865 台	163,934 台	161,666 台	166,904 台

<利用料金収入>

施設名称	利用料金収入			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
⑧長崎市古川町二輪車等駐車場	2,675 千円	2,747 千円	2,461 千円	2,528 千円
⑨長崎市万才町二輪車等駐車場	3,267 千円	3,657 千円	3,939 千円	4,276 千円
⑩長崎市元船町二輪車等駐車場	3,782 千円	4,170 千円	4,351 千円	4,293 千円
⑪長崎市尾上町二輪車等駐車場	3,981 千円	4,462 千円	4,616 千円	4,754 千円
⑫長崎市恵美須町二輪車等駐車場	1,949 千円	2,038 千円	1,995 千円	2,013 千円
⑬長崎市新地町二輪車等駐車場	1,335 千円	1,483 千円	1,152 千円	1,437 千円
⑭長崎市元船町第2二輪車等駐車場	1,206 千円	1,211 千円	1,319 千円	1,263 千円
⑮長崎市住吉町二輪車等駐車場	1,229 千円	1,234 千円	1,251 千円	1,422 千円
⑯長崎市興善町二輪車等駐車場	1,604 千円	1,459 千円	1,557 千円	1,493 千円
⑰長崎市新大工町二輪車等駐車場	1,814 千円	1,590 千円	1,758 千円	1,724 千円
⑱長崎駅二輪車等駐車場	5,711 千円	7,702 千円	7,656 千円	8,049 千円
⑲長崎市浦上駅二輪車等駐車場	619 千円	2,628 千円	1,943 千円	2,353 千円
計	29,172 千円	34,381 千円	33,998 千円	35,605 千円

(1) 西口整理場

<利用台数>

施設名称	利用台数				
	有料無料	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
長崎駅西口自動車整理場※	無料 (最初の 20 分)	20,654 台	53,666 台	59,563 台	67,076 台
	有料	17,229 台	38,584 台	40,962 台	38,416 台
	合計	37,883 台	92,250 台	100,525 台	105,492 台

<利用料金収入>

施設名称	利用料金収入			
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
長崎駅西口自動車整理場※	11,254 千円	19,517 千円	21,063 千円	18,721 千円

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

指定管理者は、次の業務を行います。なお、詳細は仕様書に従い実施します。

ア 二輪車等駐車場（19 施設）

(ア) 二輪車等駐車場（19 施設）の供用に関する業務

(イ) 二輪車等駐車場（19 施設）の施設及び設備の維持管理に関する業務

- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、二輪車等駐車場（19 施設）の運営に関して市長が必要と認める業務

イ 西口整理場

- (ア) 西口整理場の供用に関する業務
- (イ) 西口整理場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、西口整理場の運営に関して市長が必要と認める業務

(2) 自主事業

指定管理者は、本施設の設置目的に沿い、施設利用者の利便性の向上や施設の魅力を高めるものと認められる場合は、本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により、指定管理者独自の自主事業を実施することができます。

自主事業を実施する場合は、あらかじめ長崎市に「実施計画書案」を提出し、長崎市の承認を得たうえで実施してください。

また、自主事業を実施するにあたり、施設の改修等を行う場合は、長崎市から加工承諾等を得て実施してください。

なお、指定の期間が満了したとき、又は指定の取消しが行われたときは、原則として、指定管理者は、自己の負担において速やかに原状に回復しなければなりません。

4 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 管理に関する基本的事項

(1) 供用日等

- ア 供用日 1 月 1 日から 12 月 31 日まで（365 日）
- イ 供用時間 午前 0 時から午後 12 時まで（24 時間）

(2) 入出庫時間

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て入出庫時間を設定することができます。

なお、承認の基準は長崎市二輪車等駐車場条例施行規則（平成 10 年規則第 27 号。以下「二輪車等規則」という。）第 4 条及び長崎駅西口自動車整理場条例施行規則（令和 2 年規則第 25 号。以下「西口整理場規則」という。）第 5 条のとおりです。

ただし、長崎市が必要と認める場合は、承認した入出庫時間を変更することがあります。

(3) 駐車の拒否等

二輪車等条例第 9 条及び西口整理場条例第 9 条各号のいずれかに該当する場合は、長崎市の判断において駐車の拒否、取消し又は出庫を命じます。

(4) 業務の全部又は主要な部分の委託の禁止

指定管理者は、業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ市長の承認を得た場合についてはこの限りではありません。

(5) 業務の一部の第三者委託又は修繕に係る業者選定

市長の承認を得て業務の一部を委託する場合又は修繕を発注する場合の業者は、原則として、

長崎市物品等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 63 年 12 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格者名簿（修繕にあつては長崎市建設工事等競争入札参加者の資格審査及び選定要綱（昭和 55 年 8 月 1 日施行）第 11 条に規定する有資格業者名簿を含む。）に登録されている者の中から選定してください。選定にあつては、有資格者名簿の地域区分が「市内」又は「認定市内」である者から選定しますが、履行可能な業者がない、又は履行可能な業者が限られ競争性の確保が困難な場合は、「準市内」、「市外」まで順に対象とすることができます。

(6) 備品等の取り扱い

指定管理者は、別途協定書等に定める施設運営に必要な備品を管理します。施設の備品は必要に応じて長崎市が購入します。

ただし、指定管理者自らの判断により施設の運営のための備品を購入する場合、維持管理も含め、指定管理者自らの費用で購入し、その備品の所有権は指定管理者に帰属します。

(7) 関係法令の遵守

指定管理者は、地方自治法、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）などの関係法令、条例、規則及び仕様書等を遵守し、業務を履行しなければなりません。

(8) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、長崎市保有個人情報等安全管理措置規程（令和 5 年長崎市訓令第 2 号）を準用し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。また、違反した場合には、長崎市は、損害賠償の請求をすることができます。

また、個人情報等の漏えい等の防止並びに本人からの開示の申出及び苦情への適切かつ迅速な対応その他個人情報等の適正な管理を図るために、指定管理者は個人情報等の取り扱い規程等を作成するものとします。

(9) 情報の公開

指定管理者は、長崎市情報公開条例（平成 13 年長崎市条例第 28 号）第 25 条の規定により、情報の公開に関する規程等を作成するなど、施設の管理に関する業務に係る情報公開に関し必要な措置を講じなければなりません。

(10) 秘密保持義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は管理以外の目的に使用してはなりません。指定管理期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とします。

(11) 文書の管理及び保存

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり作成し、又は受領した文書等は、適正に管理・保存します。文書等の管理及び保存の期間については、本業務の終了後 7 年間とします。ただし、長崎市が必要と認める文書等については、指定期間終了時に、長崎市が指示を行い、引き渡しを受けます。

(12) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うにあつては、次のような環境に配慮した持続可能な社会形成に向けた取組みに努めるものとします。

ア 省エネルギーの徹底及び温室効果ガスの排出量削減

- イ 廃棄物の発生を抑制しリサイクルの推進及び廃棄物の適正処理
 ウ 環境負荷の低減に配慮した物品の購入（グリーン購入の推進）

6 経費に関する事項

指定管理者は、利用者が支払う利用料金収入により管理運営を行います。

※本募集要項における経費に関する金額はすべて税込（消費税率 10%）とします。

※全庁統一的な使用料・手数料の見直しを検討しています。

詳しくは別紙 1 をご確認ください。

(1) 利用料金収入

当該施設は利用料金制を適用します。したがって、利用者が支払う利用料金は指定管理者の収入となります。利用料金の額は、長崎市が条例及び規則で定める額（下表）を基準（上限）として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

ア 二輪車等駐車場（19 施設）※

区 分		入出庫 1 回ごとの金額
24 時間以内の場合	最初の 1 時間まで	100 円
	1 時間を超えるとき	200 円
24 時間を超える場合		24 時間につき 200 円

※利用料金の改定

長崎駅二輪車等駐車場、尾上町二輪車等駐車場、元船町二輪車等駐車場及び元船町仮設二輪車等駐車場の利用料金については、令和 8 年 4 月 1 日（元船町仮設二輪車等駐車場は令和 8 年 10 月 1 日）から料金改定を検討しています。

イ 西口整理場

種別 車種	入出庫 1 回ごとの駐車料金	
	最初の 20 分まで	20 分を超える場合
普通自動車 小型自動車 軽自動車	無料	30 分につき 200 円

(2) 利用料金の減免

利用料金の減免対象は下表のとおりとし、減免割合は基準（下限）をもとに指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。また、下表の減免対象以外について減免することも可能ですが、これについてもあらかじめ市長の承認を得て定める必要があります。

ア 西口整理場

対象車両	減免割合（基準）
・ 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車 ・ 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 3 条の 3 に基づき国土交通大臣が定める自動車	利用料金の全額

(3) 利用料金の取扱い

利用料金は、利用日の属する年度の収入とします。令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの利用にかかる利用料金が、本公募により選定する指定管理者の収入となります。

また、次期指定期間に係る利用料金については、次期指定管理者に引継ぐものとします。

(4) 営業の制限に関する事項

ア 二輪車等駐車場（19 施設）

(ア) 長崎市元船町二輪車等駐車場

長崎市上下水道局が令和 8 年度から着手を予定している配水管布設工事に伴い、現在の施設は令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで休止します。

休止期間中は、代替施設として「元船町仮設二輪車等駐車場」を現在の施設の近くに設置します。

なお、本件による収益については、固定納付金の下限額における積算で見込んでいます。

(イ) 長崎市住吉町二輪車等駐車場

毎年 10 月中旬頃に「住吉まつり」が開催されるため、開催期間中は、当該施設を閉鎖する予定です。

なお、本件は利用料金徴収対象外となるため、固定納付金の下限設定における積算で減収を見込んでいます。

(ウ) 長崎市新地町二輪車等駐車場

毎年 1 月から 2 月にかけて「長崎ランタンフェスティバル」が開催されるため、開催期間中は、当該施設を閉鎖する予定です。

なお、本件は利用料金徴収対象外となるため、固定納付金の下限設定における積算で減収を見込んでいます。

(I) 長崎市新大工町二輪車等駐車場

隣接する民間施設の再開発に伴い、令和 8 年度から当該施設の収容台数を 28 台から 22 台に変更する予定です。

なお、本件による減収については、固定納付金の下限額における積算で見込んでいます。

(オ) 二輪車等駐車場（19 施設）の管理施設の変更について

今回の公募では、19 施設の二輪車等駐車場を管理していただきますが、指定期間中に長崎市が施設の見直しを行った場合、施設の廃止や規模縮小などの変更が生じる可能性があります。その際は、変更内容について、事前に協議します。

イ 西口整理場

長崎駅東口駅前交通広場に長崎駅東口自動車整理場（JR 九州所管）が令和 8 年度に完成予定であり、当該施設の収容台数を 16 台から 9 台に変更する予定です。

なお、本件による減収については、固定納付金の下限額における積算で見込んでいます。

また、指定期間中に長崎市が施設の見直しを行った場合、施設の廃止や規模縮小などの変更が生じる可能性があります。その際は、変更内容について、事前に協議します。

(5) 駐車機器の取扱い

ア 設置する駐車機器について

現在、以下の二輪車等駐車場に設置されている駐車機器は、減価償却資産の耐用年数を経過しているため、入れ替えが必要となります。本公募で選定される指定管理者には、駐車機器を新品で賃貸借または購入し、設置していただきます。

新規設置される駐車機器の外観は景観に配慮し、特定の指定色はないものの「景観色」とすることを条件とします。また、精算機は現金のほか交通系 IC カードや電子マネーによる「キャッシュレス決済」に対応し、「遠隔型帳票管理システム」が利用可能なものを選定してください。

イ 賃貸借の場合

駐車機器を賃貸借で設置する場合、リース期間を 5 年と設定し、その期間内に機器購入価格相当が支払完了する契約としてください。また、リース期間終了後も同一機器を継続利用できるよう、再リース契約が可能な条件を契約内容に含める必要があります。

ウ 購入の場合

駐車機器を購入する場合、機器の所有権は指定管理者に帰属します。指定管理期間終了後も同一機器を継続利用できるよう、次期指定管理者との調整を行い、使用継続を確保してください。

なお、駐車機器の故障、損壊、または不具合が発生した場合、長崎市はその責任を負いません。その修理や復旧に関する費用や責任は指定管理者が負担するものとします。

エ 駐車機器設置作業について

駐車機器の設置作業は原則として令和 8 年 4 月 30 日までに完了させてください。

なお、既存の機器類は適正に処分してください。

設置作業に伴い施設を一時閉鎖する場合は、事前に施設利用者へ十分に周知を行い、周辺施設の状況を確認したうえで閉鎖を実施してください。閉鎖等の具体的な手続きは、別途協議のうえ決定します。

【駐車機器入替対象施設】

施設名称	駐車機器
長崎市古川町二輪車等駐車場	精算機 1 台、精算機テント 1 式、車両ロック装置 45 台、通信機器 1 台、満空表示灯 1 台
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	精算機 1 台、車両ロック装置 29 台、通信機器 1 台
長崎市新地町二輪車等駐車場	精算機 1 台、車両ロック装置 21 台、通信機器 1 台
長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場	精算機 1 台、車両ロック装置 17 台、通信機器 1 台
長崎市住吉町二輪車等駐車場	精算機 1 台、車両ロック装置 20 台、通信機器 1 台

(6) 施設における自主事業の経費

自主事業の実施に係る経費についてはすべて指定管理者の負担とし、自主事業により得た収入について、一定割合は指定管理者の収入となりますが、損失が発生した場合は、すべて指定管理者の負担となります。

なお、自主事業により利益が生じた場合、公の施設を使用しての利益であることから、一定

割合の長崎市への納付や利用者への還元など利益の取扱いについても併せて提案をしてください。基準として、利益の10%までは全額指定管理者の収入とし、10%を除いた残りの50%を長崎市への納付、若しくは利用者還元にあてさせていただきます。詳細については、協定書において定めます。ただし、本取扱いに係る例示については、今後見直しを行う場合があります。

(例) 自主事業の利益が50万円であった場合

50万円	指定管理者収入	市への納付 又は還元
	22万5千円	22万5千円
	折半	
	指定管理者収入 5万円 (利益の10%)	
支出		収入

(7) 二輪車等駐車場（19 施設）及び西口整理場施設の修繕

ア 長崎市が行う修繕

イで定める指定管理者が行う修繕以外の修繕は、長崎市が行います。

イ 指定管理者が行う修繕

年間上限額 132 万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として、付属設備や備品の故障など二輪車等駐車場（19 施設）及び西口整理場の運営において緊急を要する修繕を指定管理者において対応するものとします。

なお、指定管理者が行う修繕は利用料金収入より支出していただきます。

(8) 長崎市への納付金

ア 固定納付金

各年度の収入状況にかかわらず、指定管理者が長崎市へ納めていただく納付金で年 4 回に分割して納付していただきます。納付金額は下表の金額を下限として提案してください。この下限額を下回る提案がなされた場合は、その時点で失格とし、面接は行いません。

(ア) 二輪車等駐車場（19 施設）

年度	固定納付金（年間）
令和 8 年度	2,894 千円
令和 9 年度	2,875 千円
令和 10 年度	3,250 千円
令和 11 年度	3,318 千円
令和 12 年度	3,440 千円

(イ) 西口整理場

年度	固定納付金（年間）
令和 8 年度	14,321 千円
令和 9 年度	10,031 千円

令和 10 年度	10,031 千円
令和 11 年度	10,031 千円
令和 12 年度	10,031 千円

イ 変動納付金

指定管理者は、一会計年度において利用料金の収入が、指定管理者が提案した「収支予算書」に記載の利用料金収入額（以下「提案額」という。）を超えた場合、その超えた金額の 50%に相当する額（10 万円未満の端数は切り捨て）を長崎市へ納付していただきます。ただし、本取扱いに係る例示については、今後見直しを行う場合があります。

（例）提案額 100 万円に対して利用料金収入が 150 万円であった場合

指定管理者収入	長崎市への納付	
25 万円	折半	25 万円
提案額 100 万円		150 万円

50 万円

(9) 納付金額の変更

長崎市への納付金額は、社会情勢の急激な変化に伴う大幅な経費の変動が生じた場合等、特別な事情がある場合を除き、変更は行いませんが、以下の状況となった場合は協議を行います。

ア 指定管理業務を追加及び廃止した場合

イ 7 の責任の分担に基づく協議が必要となった場合

(10) 修繕に係る経費の精算

修繕に係る経費の内訳を明らかにした精算書を作成し、長崎市が指定する日までに長崎市に提出するものとします。

また、修繕に係る経費は実績により精算を行うものとし、修繕に係る経費の年間上限額から実績額の合計額を差し引いた金額を、毎会計年度終了後、長崎市が指定する日までに長崎市へ変動納付金と一緒に返還していただきます。

なお、精算については消費税及び地方消費税相当額を含んだ額で計算します。

(11) 管理運営における課税

ア 法人税

指定管理業務は、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 10 号の請負業に該当するため、指定管理者は法人税の課税対象です。

また、法人格を持たない任意団体も、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 8 号の「人格のない社団等」に含まれ、法人税法第 7 条の規定から収益事業に係る所得のみが法人税の課税対象になることから、任意団体であっても、申告が必要です。

イ 事業所税

指定管理者制度における事業所税の事業主体（納税義務者）の判定は、収益の帰属（利用料金制度の採用の有無）により行います。利用料金制度が採用されている公の施設の管理運営事業は事業所税の課税上は収益事業として扱われ、その指定管理者は事業所税の課税対象となる可能性があります。事業所税の制度については、財務部市民税課にお尋ねく

ださい。

ウ 消費税

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項第 8 号では、課税対象となる「資産の譲渡等」を、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。」と定義しています。

指定管理料は、指定管理者が事業としてサービスを提供し、地方公共団体はそのサービスの対価を支払うというものであり、消費税の課税対象である「資産の譲渡等」に該当し、指定管理料全額が消費税及び地方消費税の課税対象です。

(12) その他

指定管理業務開始前に必要となる引き継ぎ準備に関連する経費については、指定管理者として指定された団体が負担するものとします。ただし、その詳細については別途協議のうえ、決定します。

7 責任の分担

指定管理者と長崎市の責任分担については、次のとおりです。

なお、詳細については、関係法令に基づいて、協定書に規定します。

項目		長崎市	指定管理者
制度・法令変更	施設管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
税制度の変更	施設管理・運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
物価変動	物価変動に伴う経費の増		※○
運営費の膨張	人件費等の運営費の膨張		※○
利用者の変動	長崎市の事情による利用者の減	○ (短期間の目的外使用による利用者減は対象としない)	
	当初の事業計画の利用者見込みとの相違		○
利用料金の未収	利用料金の未収による収入減		○
自主事業リスク	自主事業の実施に伴い発生するリスク		○
施設設備等の損傷	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の損傷		○
	経年劣化等管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の損傷	協議事項	
損害賠償	管理上の瑕疵による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害		○
	管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う利用者への損害	協議事項	

項目		長崎市	指定管理者
運営リスク	管理上の瑕疵（指定管理者の責）による施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク		○
	管理上の瑕疵によらない（長崎市の責による）施設・設備・備品の不備による事故や火災等に伴う臨時休場等の運営リスク	○ （責任の範囲については協議する）	
不可抗力	自然災害等による施設・設備・備品の損傷、利用者への損害、臨時休場等に伴う運営リスク	協議事項	
指定期間開始前の準備及び業務引き継ぎにかかる費用負担			○
運営管理（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応）			○
維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、修繕、安全衛生管理）			○ （修繕については、1件当たりの金額が38万円未満のもの）
放置車両の所有者特定、引取請求書の発行、強制撤去の手続き		○	
放置車両の引取請求書の貼付、回収、運搬			○
管理事務所、倉庫等の物品管理			○
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）			○
利用料金の設定			○ 市長の承認が必要
入出庫時間の設定			○ 市長の承認が必要
減免の設定			○ 市長の承認が必要
利用料金の収受、減免受付・承認			○
施設の目的外使用許可及び目的外使用料の徴収		○	
施設の法的管理（占用許可等）		○	
施設の整備、改修		○	
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）における指示等		○	
災害復旧（本格復旧）		○	
建物総合損害共済（火災、自然災害、損害事故等）		○	○ 長崎市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する
施設賠償責任保険		○	○ 長崎市が加入する保険と重複しない範囲で必要な保険に加入する

※ 指定管理者の継続に重大な影響を及ぼすものについては、その都度協議します。
 <本責任の分担のほか疑義があるものについては、その都度協議します。>

8 保険

(1) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は滅失したときはそれによって生じた損害を長崎市に賠償しなければなりません。指定管理期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とします。

(2) 第三者への賠償

施設の利用者等第三者に損害を与え、賠償を行う必要が発生した場合、その賠償については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条（公務員の不法行為による損害の賠償）、同法第 2 条（公の営造物の瑕疵による賠償）に基づき長崎市が行います。ただし、長崎市が指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、長崎市は指定管理者に対して長崎市が賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を請求することができます。

(3) 保険の付保

指定管理者は自らのリスクに対応して、自らの負担において必要に応じて保険に加入してください。なお、長崎市が加入している保険は次のとおりです。

ア 公益社団法人全国市有物件災害共済会建物総合損害共済（火災、自然災害、損害事故等）

【加入施設】長崎駅二輪車等駐車場、長崎市浦上駅二輪車等駐車場

イ 全国市長会市民総合賠償補償保険

契約類型			D型
保険金額（支払限度額）	身体賠償	1 名につき	1 億円
		1 事故につき	10 億円
	財物賠償	1 事故につき	2 千万円
補償保険（見舞金等）	対象外		

※指定管理者が行う自主事業や、指定管理者が所有する車両に係るものなどは、
 上記の市加入保険の対象外であるため、必要に応じて指定管理者が加入してください。
 ※上記の市加入保険の詳細は施設所管課へお尋ねください。

9 公募に関する内容

(1) 指定管理者の公募及びスケジュール

実施スケジュールは次のとおりです。

ア 募集要項・資料の配布	令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 7 年 9 月 26 日（金）
イ 質問書の受付	① 1 回目 令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 7 年 8 月 28 日（木） ② 2 回目 令和 7 年 9 月 2 日（火）～令和 7 年 9 月 9 日（火）

ウ 現地説明会の開催	令和 7 年 9 月 1 日（月）
エ 申請の受付	令和 7 年 9 月 16 日（火）～令和 7 年 9 月 26 日（金） 正午
オ 面接審査の実施	令和 7 年 10 月上旬
カ 選定結果の通知	令和 7 年 10 月中旬
キ 指定管理者の指定の手続き	令和 7 年 12 月中旬
ク 指定管理者との協定締結	令和 8 年 2 月中旬
ケ 指定管理者による管理の開始	令和 8 年 4 月 1 日（水）

※オの日程、場所等詳細については、後日応募団体に連絡します。

（2）指定管理者の公募手続き

ア 募集要項等の配布

募集要項、仕様書及び申請書等の資料は、長崎市ホームページからダウンロードできます。また、土木企画課の窓口でも配布します。

【長崎市ホームページ URL】

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/56426.html>

イ 質問書の受付

募集要項に関する質問を次のとおり受け付けます。1 回目の質問への回答は、上記ウの現地説明会及び長崎市ホームページ上にて行います。

また、2 回目の回答は、現地説明会参加団体及び質問団体に電子メール又は FAX にて回答し、併せてホームページにも掲載します。

質問内容は簡潔明瞭に記載されますようご注意ください。

なお、審査における公平性を損なうおそれがあると本市が判断した質問には、お答えできませんのであらかじめご了承ください。

受付期間：①令和 7 年 8 月 20 日（水）～令和 7 年 8 月 28 日（木）

②令和 7 年 9 月 2 日（火）～令和 7 年 9 月 9 日（火）

※ 受付期間外における質問は受け付けません。

受付方法：公募に関する質問書（第 1 号様式）に記入のうえ、電子メール、FAX 又は郵送にて送付されたもののみ受け付けます。電話や来訪など、口頭での質問及び受付期間外における質問は受け付けません。

※ 電子メール又は FAX での送付については、必ず通信の確認（電話にて）をお願いします。（閉庁日のときは、翌開庁日にご連絡ください）

提 出 先：長崎市土木部土木企画課（長崎市役所 17 階）

担当 土肥、篠原（企画係）

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1

電話 095-829-1415（直通） FAX 095-829-1229

メールアドレス doboku_kikaku@city.nagasaki.lg.jp

ウ 現地説明会の開催

募集要項の内容、提出書類、業務の内容及び施設の概要等について次のとおり説明会を開催します。

なお、共同事業体で応募を予定している場合は、当該共同事業体を構成する団体（以下

「構成員」という。)を代表する団体(以下「代表構成員」という。)が出席してください。

※共同事業体については、17 ページ「10 応募に関する事項 (3) 共同事業体に関する条件」をご覧ください。

現地説明駐車場	開催日時	集合場所
長崎駅二輪車等駐車場、長崎駅西口自動車整理場、尾上町二輪車等駐車場、元船町仮設二輪車等駐車場、元船町二輪車等駐車場	令和7年9月1日(月)	長崎駅二輪車等駐車場 (長崎市尾上町)
参加人数：各団体2名まで 申込方法：現地説明会参加申込書(第2号様式)に記入のうえ、郵送、FAX又は電子メールにて令和7年8月29日(金)までに送付してください。 申込後、日程調整の上、開催日時に個別で現地説明会を行います。 ※電子メール又はFAXでの送付については、必ず通信の確認(電話にて)をお願いします。(閉庁日のときは、翌開庁日にご連絡ください) 申込先：上記イ 質問書の提出先に同じ		

エ 申請の受付

申請書類を次のとおり受け付けます。申請書等の提出は持参又は郵送とします。

受付期間：令和7年9月16日(火)～令和7年9月26日(金)正午
受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで(持参の場合)※26日は正午まで
提出期限：令和7年9月26日(金)正午(必着)
受付場所：長崎市土木部土木企画課(長崎市役所17階)
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号

10 応募に関する事項

(1) 応募資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体(複数の団体からなる共同事業体を含む。)で、次に掲げる全ての要件を満たす者であること。

ア 長崎市内に事業所又は事務所等(以下「事業所等」という。)を有し、その営業年数が3年以上ある者であり、当該事業所等において従業員を雇用していること。

イ 本募集に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者同士が同一の共同事業体の構成員である場合を除く。)

ウ 3年以上の実績を有する(過去3か年分の財務諸表を提出できる)団体であること。

エ 長崎市税、長崎県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限される者でないこと。

カ 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始

又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

ク 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者でないこと。

ケ 長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱（平成 17 年 12 月 21 日施行）第 3 条の規定により、代表者等が暴力団関係者、暴力団関係者を使用、暴力団関係者に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与、暴力団関係者と密接な交際等を有している団体に該当しないこと。

コ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中、並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でないこと。

サ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入義務がない場合を除く。）。

シ 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していること。

ス 長崎市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者でないこと。

セ 当該指定管理者の選定を行う選定委員が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与していないこと。

(2) 参加に関する条件

ア 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 次の資格等を有する（取得見込みを含む。）技術者を雇用していること（雇用見込みを含む。）。

・甲種防火対象物の防火管理者の資格所有者（再委託不可）

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体のいずれかの団体が(ア)の条件を満たすこと。なお、(ア)の資格を必要とする業務については、再委託不可となります。

イ 本募集に対する申請は、1 団体あたり単独または共同事業体構成員のいずれか 1 申請のみとし、重複して申請することはできない。

ウ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）は、申請時に当該指定管理業務を担当する組員（上記(1)の条件を満たす者に限る。）を定めること。

エ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当すること。

(ア) 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けていること（登録見込みを含む。）。

(イ) 共同事業体で応募する場合は、当該共同事業体の全ての団体が(ア)の条件を満たす

こと。

また、代表者等が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の申出書」を提出すること（提出見込みを含む。）。

(3) 共同事業体に関する条件

- ア 共同事業体の名称は、「〇〇共同事業体」とすること。
- イ 構成員の数は2者以内とする。
- ウ 構成員のいずれもが、上記(1)の条件を全て満たすこと。
- エ 構成員間の協定により、代表構成員及び各構成員の責任分担を明確に定めること。
- オ 指定申請書提出後の代表構成員及び構成員の変更は原則として認めない。
- カ 協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合は、共同事業体の構成員になることはできない。

11 申請書類

【共通】

提出書類		部数	
		正本	副本
1	指定管理者指定申請書（第3号様式）	1部	—
2	指定管理者指定申請に係る宣誓書（第4号様式） ※「10 応募に関する事項（1）応募資格」に示す要件を満たしていることを宣誓するもの	1部	—
3	事業計画書（第5号様式） ※自主事業の提案をする場合は、あわせて自主事業計画書（任意様式）を提出してください。	1部	5部
4	当該施設の管理に関する業務の収支予算書（5か年）（第6号様式）	1部	5部
5	定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）	1部	—
6	団体の概要書（第7号様式）	1部	5部
7	役員名簿（第8号様式） ※役員の氏名（よみがな）、生年月日、性別がわかるもの	1部	—
8	申請書を提出する日の属する事業年度の申請団体の収支予算書及び事業計画書	1部	5部
9	前3事業年度の収支計算書、事業報告書、法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）その他団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類 ※法人税確定申告書（別表1、別表4及び別表5）については、税務署の受付が確認できるもの（電子申告については、受信通知の写しを添付すること）。ただし、法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していない場合は、当該申告書に代えて、下記No20を提出 なお、上記「団体の事業及び経営の状況を明らかにする書類」について具体的には、次の法人区分の例により、必要な申請書類を提出すること。	1部	5部

	<株式会社> ※会社法及び会社法施行規則に従ったもの 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、附属明細書、監査報告書 <公益法人> 事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録、監査報告書 <特定非営利活動法人> ※NPO法人会計基準に従ったもの 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書 <社会福祉法人> ※社会福祉法人会計基準に従ったもの 資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表、附属明細書、計算書類の注記、財産目録、監査報告書		
10	法人市民税の確定申告書（第20号様式）の写し （申請直近の決算期で、本市の受付印があるもの）。	1部	—
11	長崎市発行の「長崎市税の完納証明書」 ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
12	長崎県発行の「納税証明書（未納がない証明）」又は「納税証明書（税額証明（法人県民税額並びに法人事業税額及び特別法人事業税額等））」 ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
13	税務署発行の「納税証明書（その3）」又は「納税証明書（その3の3）」 ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
14	労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類 ・労働局又は労働保険事務組合発行の労働（雇用）保険料の領収書（直近の1回分）の写し ・従事者雇用契約書、就労規則 等 ※雇用保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
15	健康保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※健康保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
16	厚生年金保険の加入を確認できる書類 ・年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書（直近の1回分）の写し 等 ※厚生年金保険の加入義務がない場合は、下記17を提出	1部	—
17	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことについての申出書（第9号様式） ※各種保険加入の義務がないため、上記14、15、16いずれかの提出ができない場合のみ提出してください。	1部	—
18	給与所得者に係る個人住民税の特別徴収を実施していることを確認できる書類 ・特別徴収税額通知書の写し及び領収書 等	1部	—
19	指定管理者指定申請に係る申出書（第10号様式） ※「12 申請に際しての留意事項（2）応募の制限等」に示す要	1部	—

	件を満たしていることを申し出るもの		
20	法人税、法人県民税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（第11号様式） ※公益法人又は人格のない社団等で、収益事業等を実施していないことにより、法人税、法人県民税及び法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない場合のみ提出してください。	1部	—

【法人】

提出書類		部数	
		正本	副本
21	登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
22	地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあつては、同条第12項の証明書 ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
23	印鑑証明書（法務局で発行されたもの） ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—

【その他団体】

提出書類		部数	
		正本	副本
24	<代表者のみ>住民票の写し ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
25	<代表者のみ> 身元証明書（本籍地のある市区町村で発行されたもの） ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—
26	<代表者のみ> 登記されていないことの証明書（法務局で発行されたもの） ※長崎市の受理日を基準として3か月以内に発行されたものに限りします。	1部	—

【共同事業体で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
27	共同事業体協定書（第12号様式）の写し	1部	—
28	委任状（第13号様式）（代表構成員を除く構成員全て）	1部	—

※構成員全てについて、上記【共通】の4～20及び団体の種類により【法人】21～23又は【その他団体】24～26の書類を提出してください。

【中小企業等協同組合で申請する場合】

提出書類		部数	
		正本	副本
29	中小企業等協同組合 組合員名簿及び誓約書（第14号様式） ※指定管理業務を担当する組合員について定めるもの。	1部	—

【注意事項】

注1 提出書類は、官公署が発行する証明書等やむを得ない場合を除き日本産業規格のA4版

とします。

注 2 副本は、審査の公平性を確保するため、団体（構成員を含む。）が特定できないよう団体の名称、住所、電話番号等をすべて伏せて提出してください。

1 2 申請に際しての留意事項

(1) 接触の禁止

本件提案に関して、長崎市営二輪車等駐車場及び長崎駅西口自動車整理場指定管理者の候補者の選定審査会（以下「審査会」という。）委員、長崎市職員、その他本件関係者に応募者が接触することを禁止します。応募者が特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行ったときは失格とする場合があります。

なお、審査会委員は次のとおりです。

穴倉 学 （国立大学法人長崎大学）

石橋 文 （九州北部税理士会長崎支部）

大塩 泰義（長崎県社会保険労務士会）

吉田 一紀（（一社）日本二輪車普及安全協会 長崎県二輪車普及安全協会）

(2) 応募の制限等

1 団体が指定期間を重複して指定を受けることができる長崎市の指定件数は6件までであるため、本施設の指定を受けることにより当該件数を超える団体は応募できません。

ア 複数の施設を一つにまとめて1件の公募として行われたものについては、当該複数の指定を1件とみなします。

イ 共同事業体の構成員として指定を受けている場合、各構成員については1件の指定を受けているものとみなします。

ウ 完全利用料金制の施設のみに係る指定については、1団体につき1件までとします。

(3) 申請内容変更の禁止

提出された書類の内容については、提出期限後において変更することはできません。ただし、提出期限後その内容に明らかな錯誤があると認められる場合は、審査会での協議により訂正することができます。

(4) 応募団体以外の者による禁止行為

応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）以外が、次の行為を行うことはできません。

ア 事業計画書及び収支予算書の作成（作成に関する技術的な支援を除く。）

イ 審査会の面接審査への出席

(5) 応募者の失格

提出された書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(6) 申請書類の完備

1 1 に掲げる申請書類が揃っていない場合は、申請を受け付けません。

(7) 応募書類の取り扱い

提出書類は返却しません。なお、申請団体が提出した書類の著作権は、申請団体に帰属し

ます。ただし、長崎市は指定管理者候補者の選定を行う際や長崎市議会の審議等必要な場合は、提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

また、書類は長崎市情報公開条例に基づき公開することがあります。

(8) 応募の辞退

申請後、辞退する場合には辞退届（第15号様式）を提出していただきます。

(9) 費用負担

応募に際して発生する費用は、選定の有無にかかわらず応募者の負担となります。

13 審査及び選定の基準

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、審査会において、技術点及び価格点の合計で評価を行い、審査会での審査の結果を踏まえ長崎市において指定管理者候補者を選定後、議会の議決を経たうえで指定管理者を指定します。

(2) 審査の内容

ア 資格審査

提出された書類により、必要資格等の審査を長崎市において行います。

イ 書類・面接審査

応募内容や事業計画の取組み内容などについて、審査会が、書類及び面接にて審査を行います。

面接ではプレゼンテーションを行っていただいたうえで質疑を行うため、応募団体の代表者又はその代理人（応募団体（共同事業体の場合は構成員を含む。）と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）2名以内で出席してください。

ウ 審査の過程において、必要に応じて、事業所等の視察を行うこともあります。

(3) 選定基準

ア 安定した経営能力については、提出された書類により評価を行います。

イ 上記以外において、審査における評価項目及び配点は次のとおりです。

区分	評価項目			配点	
	大項目	中項目	詳細		
技術点	基本事項	基本方針	当該施設の管理運営にあたり、施設の設置目的等に合致した経営理念・方針を持っているか	5	15
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	5	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切か	5	
	事業計画	施設の運営計画	事業内容に合った計画であるか	5	25
		提供するサービス	施設の利用者の増加や利便性を高めるための提案があるか	10	

		評価と改善	設定した事業指標や目標値に対する評価方法や改善の取組方針は適切であるか	5	
		自主事業	現実的であり、実現可能であるか	5	
	管理運営体制	人員配置と職場環境	職員配置や労働環境の設定は、当該施設の業務を行うのに適切か（退職金制度の有無を含む）	10	30
		経理	経理、駐車料金徴収事務等は適切であるか	10	
		危機管理	危機管理体制は適切か（緊急時連絡体制、防犯、防災、利用者トラブル防止等）	10	
	価格点	納付金	固定納付金	固定納付金の下限額以上の提案をした場合は、経費削減や収入増加の努力を評価します。 また、収支計画における収入・支出見込の妥当性等も審査会にて審査のうえ、総合的に評価します。	30
合 計				100	

(4) 失格基準

下記に該当する場合は失格とします。なお、ア・イに該当する場合は面接を行いません。

- ア 施設を管理運営する安定した経営能力がないことが明らかとなるとき
- イ 6(8)のアで定める固定納付金を下回る提案がなされたとき
- ウ 技術点の大項目のすべてにおいて、50%未満であるとき
- エ 技術点の区分の合計点が配点の60%未満となるとき

(5) 選定結果

選定結果については、採択、不採択に関わらず、申請団体に通知するとともに、長崎市ホームページ等において、申請者名、順位、点数等を公表します。

指定管理者候補者に決定した団体については、指定管理者決定通知書により通知します。

また、指定管理者候補者に決定した団体が、管理の開始までに「10 応募に関する事項」に規定する要件を満たさなくなったときは、すみやかに長崎市に届け出てください。

1.4 指定管理者の指定の手続き

指定管理者は、地方自治法の規定により長崎市議会の議決を経たうえで指定されます。指定議案は令和7年11月長崎市議会定例会に提案することを予定しており、議決後、指定団体に通知します。

1.5 協定に関する事項

指定管理者の指定後に、指定管理者と長崎市において指定管理業務に係る管理業務上、詳細な事項について、協定を締結します。

また、協定書に定めのない事項が発生した場合には、改めて協議します。

(1) 協定に盛り込む事項

ア 総括的事項

- ・施設の概要（施設の名称、規模、開館時間、休館日など）
- ・指定期間

イ 管理業務の履行に関する事項

- ・業務の範囲に関する事項
- ・個人情報保護に関する事項
- ・情報公開に関する事項
- ・職員への教育・研修
- ・利用者等からの苦情への対応

ウ 施設の利用に関する事項

- ・利用料金に関する事項
- ・自主事業に関する事項

エ 委託料に関する事項

- ・委託料の金額
- ・支払方法及び精算方法

オ 事業の実施に関する事項

- ・実施計画の実施に関する取り決め事項

カ 責任分担に関する事項

キ モニタリングに関する事項

- ・事業報告書の作成及び業務報告に関する事項
- ・利用者アンケートに関する事項
- ・事故報告に関する事項

ク 指定の取り消し及び管理業務の停止に関する事項

ケ 業務不履行時等における違約金に関する事項

コ 指定期間終了に伴う措置に関する事項

サ その他必要な事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と長崎市が協議のうえ定めます。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき

イ 財務状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき

ウ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

16 モニタリング

長崎市は、当該施設の円滑な運営を確保するため、指定管理業務の実施状況を把握するモニタリングを実施します。

指定管理者は長崎市が行うモニタリングに必要な調査及び報告を行います。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、長崎市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

17 指定の取消し及び違約金

(1) 指定取消し等の要件

長崎市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

なお、指定の取消し等に伴い指定管理者に損害、損失又は増加費用が生じても、長崎市はその賠償の責めを負いません。

また、指定を取消した場合において、長崎市に損害、損失又は増加費用があるときは、指定管理者は長崎市に対し、その損害等を賠償することになります。

ア 指定管理者が虚偽又は不正な手段により指定を受けたとき。

イ 指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定を受けた後、業務の辞退や協定書の解除の申し出により本業務を履行しない又は履行の見込みがないと認められるとき。

ウ 協定又は関係法令等の条項に違反したとき。

エ 本募集要項「10 応募に関する事項」の「(1)応募資格」に定める要件を満たさなくなったとき。

オ 施設の管理に重大な支障が生じる又は生じる恐れがあるとき。

カ 著しく社会的信用を失ったとき。

キ その他、市長が必要と認めるとき。

(2) 業務不履行時等の違約金

指定の取消し等で業務不履行となった場合は、違約金として、利用料金収入総額のうち、施設の管理等に支払った総額（長崎市が認める正当な履行部分に相当する額）を除いた額、及び業務不履行部分の固定納付金額（5年間の残りの部分）の100分の10に相当する額を長崎市に納付していただきます。

なお、違約金の額は、指定を取り消された前日までの期間が1年に満たないとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、その期間又はその端数は月割りによって計算するものとします。また、この場合において、1月未満の端数があるときは、1月を30日とした日割計算によるものとします。

18 その他の事項

(1) 指定管理者として議会の議決が得られなかった場合等の措置

次のいずれかに該当した場合は指定管理者に指定しません。

なお、いずれの場合においても、指定管理者候補者が応募に関して負担した費用及び管理運営の準備のために負担した費用については、すべて指定管理者候補者の負担とします。

ア 長崎市議会での議決が得られない場合

イ 議決を得るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事項が生じた場合

(2) 業務の継続が困難になった場合の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに長崎市に報告するものとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、長崎市は指定管理者に対して改善等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めるものとします。また、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合には、長崎市は指定管理者の指定を取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

なお、指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合には、１７の（１）、（２）と同様に取り扱い、その旨を協定書に規定するものとします。

イ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者及び長崎市の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合は、指定管理者と長崎市は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、長崎市は、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止を命じる場合があります。

(3) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消しにより次の指定管理者に引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく引き継ぎができるように協力していただきます。

【問い合わせ先】

長崎市土木企画課（長崎市役所 17 階）

担当 土肥、篠原（企画係）

〒850-8685 長崎市魚の町 4-1

電話 095-829-1415（直通）

FAX 095-829-1229

メールアドレス doboku_kikaku@city.nagasaki.lg.jp